

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1 日 時 令和4年8月24日(水曜日)

午前10時28分～午前11時55分

2 場 所 委員会室

3 出席委員 村 田 弘 司 委 員 長 岡 村 隆 副委員長
荒 山 光 広 委 員 山 中 佳 子 委 員
三 好 睦 子 委 員 高 木 法 生 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 猶 野 智 和 委 員
坪 井 康 男 委 員 杉 山 武 志 委 員
藤 井 敏 通 委 員 田 原 義 寛 委 員
山 下 安 憲 委 員 石 井 和 幸 委 員

4 欠席委員

岡 山 隆 委 員

5 委員外出席議員

な し (竹岡議長欠席)

6 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 西 山 聖 子 議 会 事 務 局 副 主 幹
阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 主 査

7 説明のため出席した者の職氏名

波佐間 敏 副 市 長 南 順 子 教 育 長
藤 澤 和 昭 総 務 企 画 部 長 志 賀 雅 彦 デジタル推進部長
井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長 西 田 良 平 建 設 農 林 部 長
繁 田 誠 観 光 商 工 部 長 八 木 下 理 香 子 教 育 次 長
西 山 宏 史 教 育 委 員 会 事 務 局 長 中 嶋 一 彦 総 務 企 画 部 次 長
市 村 祥 二 建 設 農 林 部 次 長 竹 内 正 夫 デジタル推進課長
岡 崎 基 代 行 政 経 営 課 長 佐 々 木 靖 司 健 康 増 進 課 長
池 田 正 義 福 祉 課 長 別 府 泰 孝 商 工 労 働 課 長
中 村 壽 志 建 設 課 長 野 尻 登 志 枝 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 副 主 幹

8 会議の次第は次のとおりである。

午前10時28分開会

○委員長（村田弘司君） それでは、ただいまより、予算決算委員会を開会をいたします。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして審査を行います。

議案第56号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部よりの説明を求めます。岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） それでは、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第4号）です。

予算書1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正について御説明いたします。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,227万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億1,748万2,000円とするものです。

それでは、内容について御説明いたします。

最初に、歳出の事業費に特定財源として充当しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当状況について御説明をいたします。

ただいま通知いたしました資料を御覧ください。

まず1として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の当初の交付限度額は（A）の2億401万6,000円。

次に、2として追加内示分の交付限度額は（B）の1億3,849万7,000円となっております。

次に、3として既に当初予算及び補正予算において事業の特定財源として充当しました額は（C）の2億6,447万9,000円となっております。

次に、4としてこのたびの補正予算に特定財源として充当可能な額は（A）足す（B）引く（C）で（D）の7,803万4,000円となり、この額を5（1）のとおり、補正予算（第4号）の歳入に追加しております。

次に、歳出につきましては、5（2）の歳出の表にお示ししているとおり、7つの事業、事業費合計（E）の1億6,201万7,000円の特定財源として（D）の7,803万4,000円の臨時交付金を充当しております。

資料の一番下になりますが、これにより、このたびの補正予算では一般財源が（E）引く（D）の8,398万3,000円必要になりますが、当初予算や補正予算に計上した事業におきまして執行残が見込まれますので、最終的にはこれほどの一般財源の支出はないものと考えております。

続いて、補正予算の内容について、歳出から御説明いたします。

なお、ただいま説明いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を特定財源として充当しております事業の説明におきましては、歳入の説明を省略させていただきます。

○委員長（村田弘司君） 中嶋総務部次長。

○総務企画部次長（中嶋一彦君） それでは、歳出の御説明をいたします。

補正予算書は12、13ページになります。

2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費、説明欄002一般職員人件費を73万4,000円追加しております。

これは、本年7月19日から20日の2日間に発生した豪雨対応に係る人件費の追加でございます。

内訳といたしましては、時間外勤務手当29人分60万6,000円、休日勤務手当15人分12万8,000円を計上しております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） 続きまして、説明欄025DX推進事業におきまして2,491万4,000円を追加しております。

国は、令和4年度中にほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指し取組を進めています。

また、本市のDX推進計画におきましても、年度中に市民90%のカード取得が目標としているところでございます。

しかしながら、本市におきましては、カードの取得率が県内でも最下位の8月4日時点で43.78%と低迷しており、取得促進に向けた取組を強化する必要があります。

国によるマイナポイント事業が9月末で終了となることから、切れ目なく取得促進に向けた取組を継続することが重要と考え、本臨時会に補正予算を計上するもの

です。

このたびの事業の展開は、大きく3つの取組により進めることとしており、地域のスーパー、出張所、集会所等で出張申請サポートを行う事業、事業者には社員の未取得者の取りまとめを委託する事業、取得インセンティブとして申請された方に1,000円分のカルストさくらギフト券を配布する事業となります。

なお、期間はいずれも10月から3月末を予定しております。

事業費の内訳は、出張申請サポートや企業における取りまとめに関わる委託料1,800万円、企業等に取りまとめの案内等を行うための役務費、通信運搬費でございますが、これが16万円、カルストさくら振興券の購入や事業実施に係る消耗品の事業費675万4,000円となっております。

なお、歳入につきましては、特定財源として個人番号カード受付事務費補助金を全額充当しております。

説明は以上です。

○委員長（村田弘司君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田正義君） 続きまして、3款民生費・1項社会福祉費・1目社会福祉総務費、説明欄019市民生活支援商品券配布事業に7,794万2,000円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ侵攻等による物価高騰に鑑み、市民生活を支援することを目的に、令和4年9月1日時点で美祢市の住民基本台帳に登録されている人全員に対し、一人につき3,000円分の商品券、具体的には美祢市商工会発行のカルストさくらギフト券を配布するものであります。

歳出の主なものは、委託料として7,213万円を、役務費として506万円を計上しております。

委託料については、商品券発行及び換金業務等を美祢市商工会に委託するものであります。

また、役務費においては、世帯主に対して世帯分の商品券を簡易書留で配送——発送することにしておりますので、その郵送料となります。

なお、配布時期は9月下旬を目指し準備を進めるところであり、使用期限については、国の交付金の要件上、年度内に事業を完了することが求められていますので、

事業者が換金される手続の期間を考慮し、令和5年1月31日とするものであります。
以上です。

○委員長（村田弘司君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） 続きまして、4款衛生費を説明いたします。

4款衛生費・1項保健衛生費・1目保健衛生総務費、説明欄は001の一般職員人件費におきまして21万9,000円追加しております。

これは、本年7月から宇部保健所管内の新型コロナウイルス感染症発症者が急増したため、県から協定に基づいた応援要請を受け、8月1日より本市の保健師を宇部保健所へ応援派遣したことに係る経費であります。

財源につきましては、県支出金の保健所業務応援協定負担金を全額充当するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

2目予防費、説明欄009新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして603万6,000円追加しております。

これは、現在進めております新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種におきまして対象者が拡大され、新たに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が接種対象者として追加されたことによるものです。

今回追加します補正予算につきましては、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者2,216人を対象とした経費のうち、既定の予算に対して不足します接種券の郵送料、予防接種の審査支払い手数料及び予防接種委託料となっております。

財源につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を全額充当するものでございます。

衛生費は以上です。

○委員長（村田弘司君） 衛生費までの説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。質疑ございましたら、よろしくお願ひいたしたいと思います。杉山委員。

○委員（杉山武志君） 1件、お尋ねいたします。

総務管理費、説明欄025DX推進事業で、マイナンバーカードの発行についてお話しされました。

ほかからちょっとお話を伺ったんですけど、このマイナンバーカードの発行率によって、後に交付金が下りてくる度合いが変わるといふような話を聞いております。この機ですから推進していただきたいんですけど、発行率と今後の交付金ですね、これっていうのは事実なんですか。もし事実であれば、どういう比率で下りてくるからもっと発行してくださいっていうのが言えると思うんですけど、そこをもし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えいたします。

情報ではですね、普通交付税の算定に入るのではないかという話を聞いてるところですけども、まだ詳細は通知がございませんので、その辺りちょっと不明でございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） ただいま行政経営課長が申したとおりでありますけれど、一部報道によって我々も情報を得ているだけで、正式な情報というのは届いておりませんし、その情報が出たときに各自治体のいろんな反応を見れば、当然我々も感じる場所ですけど、そのマイナンバーカードの交付率によって交付税の算定を行うのは好ましくないんじゃないかっていう地方の反発というのが、当然国にも届いておりますので、今後、その辺りの情勢がどのように変遷していくかっていうのは全く見通しが見つからない状況であります。

以上です。

仮に、このマイナンバーカードの交付率が交付税算定に反映されるということが確定すれば、さらに交付率アップについて、独自の対策も取っていかねばならないというふうに強く感じております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほど、DX関係の説明がございましたけれども、業者——業務委託料っていうのが約1,800万円計上されてますけれども、その内訳っていうことで今説明を受けまして、地域スーパーでの何ていうか——取得のためのアシストと、あとギフト券ですかね、それは補助金でやるということなんですけど、非常に

気になったのが、未取得者の取りまとめを業者に依頼しますという話ですね。

普及をしようというときに、今現在どんな——何名、あるいは誰が取得して、取得していないかという一番基になるデータを今から業者に頼んでまとめますっていうのは、はっきり言うと何やってんですかっていうことになりませんか。

というのが、やはり普及しようと思えば、今現在43.78%の県下でも一番低い普及率でということですけども、それよりも何よりも、これを90%にするという目標という話ですね。で、じゃあ、今現在、誰が取得して、誰が取得していない。で、その取得していない人がどんな人であって、なぜ取得しないんだっていう、そういうところがはっきり分析できなければ、それを90%にしようと思っても駄目じゃないかなと思うわけです。いくら地域スーパー行って、さあここでお手伝いしますよって、そこに来なければ話にならないわけです。

だから、まずこの取りまとめを今段階じゃなくて一番最初にやった上で、具体的に今後こういう手で増やしていこうと、こうならんと本当に成果が上がらないんじゃないかなというふうに思うわけです。

それで、もう1つ気になりますのは、業務委託料ということで普及活動を努めますと、1,800万円使いますということですけども、じゃあ具体的に業務を依頼されて、それで目標が90%なら90%になったとしたら、例えば、満額あるいはプラスアルファで報酬は払いましょうと。ところが、やったはいいけど一向に上がらないんだったら、やっても意味がないというよりも無駄金じゃないですかという意味で、やはり、これを本当に実行あるものにするためには、もっとやり方を工夫する、一番最初にやっぱりどんな人がまだ取得していないかというデータをきちんとまず把握しておく、そういうのがないと、本当にやったことの結果が出ないと思いますんで、その辺いかが——どのようなお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（村田弘司君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、未取得者の状況の把握ができていないのかということでございしましたが、このたびの施策を制度設計する上で、年齢別の未取得者の状況を調べております。その中では、一番少ないのはやはり学生ですね、未就学児も含めて小学生、中学生、高校生の取得は、どうしても20%台を下回ります。

さらに、その次に20代をちょっと上がりまして、30代、40代が30%台とちょっと低い——市の平均からすればですね。

それから50代、60代にぐっとまた上がりまして、一番高いのは今70代の方が一番高いという状況でございまして、このたびの施策は、まず初めに、へこんでいる部分の30代、40代の恐らく働いていらっしゃる——勤務されていらっしゃる方、その層に対して、そこの事業所に対して未取得者に対する方が多いだろうということで、事業所に対して取りまとめをお願いしたいという事業。

もう1つは、絶対的に本市の年齢構成からいって多い、いわゆる高齢者層60歳以降の世帯については、これまでどおり引き続いてスーパーでありますとか郵便局、各種公共機関における出張申請サポートを実施していこうという展開です。

さらに、9月30日でマイナポイントの2万円の施策が終わりになりますので、当然、その後についても何かインセンティブが必要であろうということで1,000円のさくら振興券を配布するという3本柱で構成しておりますので、一応、このたびの未取得者層のターゲットに合わせた施策を3本柱で展開するという形で構成しております。

それと、契約方法についてですけれども、議員おっしゃりますとおり、目標値がかなり高いものになっておりますので、当然、それに見合わない実績にありましたら、契約額を満額支払うことができないというような契約方法で契約したいと考えております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明を聞きますと、最初の説明とは違う、すなわち未取得者層の取りまとめっておっしゃったと思うんですけれども、取りまとめは既に終わってますよと。だから、その少ないっていうか、未取得者が多いところを重点的に業者のほうでっていうか、今の話だと勤務先等に働きかけて取得率を増やしますと、こういうことなんですか。

ということは、ごめんなさいね、私が最初の説明では、今から取りまとめやるんかって聞きましたけど、そうじゃないっていうことですね。もう既にデータはあると。

○委員長（村田弘司君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） ただいまの件につきまして、冒頭の説明がちょっと分かりにくい説明になっていたと思うんですけども、会社勤めの方が全体的として未取得者——取ってらっしゃらない方が多いようですので、その会社に対して、取ってらっしゃらない方に対して、取りまとめをお願いできないかというような施策で——内容でございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかにありませんか。田原委員。

○委員（田原義寛君） 私も、ちょっとマイナンバーカードの話なんですけど、今、藤井委員がおっしゃったとおりで、どういう層の人がまだ取得してないかっていうところまでは、もう把握してらっしゃるといことで、それをもう1つ、ちょっと発展させる形で、じゃあマイナンバーカードを取ったら、自分たちの生活に対してどのように使ったら便利になりますよ——利便性がありますよっていうところ。

特にあれですよ、美祢市民にとって先ほど30代から40代の方、事業所に働きかけを行うという話もあったわけですけど、特に忙しい方々だと思うんですけど、自分たちがマイナンバーカードを持っていたら、忙しい生活の中で美祢市だったらこういうこともできます、ああいうこともできますっていうようなPRというか、アプローチの仕方ってというのは何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現状では、会社のほうに御依頼する際に、そういった今後の活用方法であるとか、結構マイナンバーカードの活動シーンっていうのはどんどん広がっておりますので、そのことに対してチラシをあげたり、事業者、事業主に対して説明して、取得していただくようお願いしたいと考えておることと、あとはMYTでありますとか、ホームページ、各種の広報媒体で、粘り強く広報活動に努めたいというところがございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにありませんか。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 大変、素朴な疑問を申し上げます。

そもそも、マイナンバーカードって何って言われたときにどう答えます。

私はもう、うんと早く最初のときにすぐ申し込みました。理由は簡単です。確定

申告を出して、早く税金が戻ってくるだろうと思ってやりました。

なぜならば、確定申告書にマイナンバーカードを記入する欄がありますよ。御案内だと思います。

それで、私の場合はそういうことなんですが、そもそもマイナンバーカードって何っていう、それで餌をあげれば入ってくれるなんて、これ行政上の仕組みとしておかしい、そもそも。それは私の素朴な疑問です。

だから、もっと本当にマイナンバーカードで何にどう使うんだって、さっき田原議員の——委員の質問のように、何かね役に立つ、そういうもんですかって。国民としての義務としてやらないかんもんなら、もうちょっとやりようがあるんじゃないですかって、こういう私の疑問、質問に対して、何と答えられるか待ってます。

○委員長（村田弘司君） 竹内デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） それでは、坪井委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバーカードが何かという端的な質問に対しての答えは、個人を証明するもの——全国民が等しく完全に個人を証明できるカードということになるかどうかと思います。

それで、そのカードを使いまして、今までではどうしても行政の手續に、行政にお越しに行かなきゃできないとか、それこそ確定申告についても、御自宅からできますし、あと様々なカード、保険証とか運転免許証、そういった手續をバラバラなところで、それぞれ時間をかけてやっていたのを簡素化すると、そういつて情報を集約するカードを1つにする。あとは、利便性の部分で、先ほど申しましたように、行政手續をご自宅やコンビニでできるといったものがカードの利点だと、メリットというふうに考えております。

○委員長（村田弘司君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 御説明は分かります。

だけど、市民、国民を一人一人認証する手段っていうのは基本的に何ですか。住民基本台帳じゃないんですか。じゃあ、住民基本台帳に登録したら証明書を差し上げますよと、それと何が違うんですか。

あのね、どうもこの話は、皆さん分かったような分からんような顔しておられるけども、そもそも論が何だかってこれ。そこの答えがないんです。個人を証明するも

んってほかにあるじゃないですか。何でそういうもっと本当のことを言ってくださいよ。何でマイナンバーカードが出てきたんかって。

○委員長（村田弘司君） 答えられますか。デジタル推進課長。

○デジタル推進課長（竹内正夫君） ただいまの御質問についてですが、基本的には住民基本台帳でそれぞれの自治体においてその人が特定されておりますが、あくまで行政機関内で特定されているだけで、実際、民間的にも公的にも、民間的にも本人確認をする際は写真が張ってあるカード、で、本人確認をするデジタル的に本人確認をする仕組みがなければ、いわゆる外の面での行政手続というのは、本人はもちろん特定されておりますけど、行政間でやる分には特定されておりますが、外から手続する際、例えば民間のサービスを利用する、口座の登録をするとか、それこそ民間金融機関で口座登録でもマイナンバーを使っておりますし、果ては、行政機関では住民票を交付する際も、本人確認の写真がついているからこそできるということがございますので、その本人確認の手段を等しく、今まで運転免許証を持っている方はそれができたと思いますけど、持ってらっしゃらない方は、実際そういうことができないわけでしたから、そういったことを等しくできるようにするためのカードだというふうに思っております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） これで3度目ですから、坪井委員。3度目です——3度目です。同質問3度です。

○委員（坪井康男君） こんなことをしつこく聞いても意味がないんでね。

それで、私は何で質問しますかと言いますと、普及率が上がらないって何回も聞きましたよ。そののところがあから、あえて聞いとるんです。

今ね、写真が貼った身分証明書がないとおっしゃるけれど、今30代、40代の皆さん、全然困ってないんですよ。困ってないから全く申請しないんじゃないんですか。

そういう点を含めて、もっと手前のところから普及させる、それを考えてください。

以上。

○委員長（村田弘司君） 答弁ありませんね。ほかに質問ありますか。山下委員。

○委員（山下安憲君） 私もマイナンバーカードのことなんですけれども、坪井委員と重複することがあるかもしれませんが、マイナンバーカード、ずっとこの間、普

及率上げる上げるというふうに言ってるんですが、普及率の上がない理由として、やっぱりそのマイナンバーカードの信用性、何か個人の情報は全部世の中に筒抜けになるんじゃないかとか、やっぱりそういうふうなものとか危惧されておる方もいるし、そして、住基カードみたいに途中で何か頓挫というか使えなくなるような、何ていうんでしょう、マイナンバーカードを普及させるのにどんどんマイナポイントとかつけて増やして、何でそこまで公金を使ってみんなを取り込もうとするのかっていうところにも、多分、疑念を抱く人もいるんじゃないかと思うんですね。

最終的に、どれだけのお金を使ってこのマイナンバーカードを100%完了するのか知りませんが、いい加減、損益分岐点的に——国の話になるかもしれんけど、どっかでマイナスになるんじゃないかと、今までどおりやってたほうが全然その何ていうんでしょう——財政圧迫しなかったんじゃないかとか、そういうふうな話にもなるんですけど、ちょっと国単位で申し訳ないんですけど、その市のレベルとして、さくら振興券1,000円出す。でも、それで駄目なら次2,000円出すとか、そういう話になってきたときに、どこまで追いかけるのかなって話なんですけど。すいません、ちょっと答えにくい話なんですけども、そういう展望とかありますでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの山下委員の御質問にお答えをしたいと思います。

このマイナンバーカードの今の取得率を上げるという事業は、これ、国の事業——国が取得率を上げてくださいということで、マイナポイントの2万ポイントにつきましても、国が直接決めて、国が直接申請をされて、ポイントの申請をされた方にポイントを付与するという形を取っております。

その中で、地方公共団体につきましても、国が進める施策だから応援といいますか、地方公共団体も協力をしてくださいということで、今、財源に充てております国のほうから補助金が支出をされております。その補助金を財源に、今、提案しております補正予算を提案をしたところでございます。

で、なぜ、さくら振興券なのかといいますと、その補助金を利用して1,000円ではありますが、市内の少しでも経済が潤うようにということで、さくら振興券を限定して補助金を活用してさくら振興券については、市内の経済循環が少しでも図れ

ればということで、さくら振興券を利用して少しでも利用促進——利用じゃなかった、マイナンバーカードの取得促進につなげようとするのが、今回の事業でございます。

で、先ほど申し上げましたように、国の施策でございます。いろいろ言われることは、個人としては分からないことはないんですが、そこを無駄ではないかとかこの場で言われても、それは国の施策でございますので、地方公共団体の我々としては、国の施策に従って事業を進めるということしかここではお答え出できません。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 山下委員。

○委員（山下安憲君） おっしゃるとおりですね。だから、国のお金で動いてますということなんですけど。

例えば、美祢市が県内最低の取得率ということで、まず何で進まないのかって原因は必ずあると思うんですよね。で、いくら国からお金をもう全部もらってるからといって、自治体として何かこういうふうに進まないのが、こういうことじゃないかとか、自治体として分析して、国とかにそういう何かこうちょっと助言というか、言うことはできないんですか、もう駄目なんですか。お金全部もらってるからもう何ていうか、こっちがだんまりするしか駄目なんですか。

何かこう、結局これだけ進まないということは、制度上の何かしら障害、欠陥があると思うんですよ。それを、何かこう自治体としてその調べた上で、こういうふうな地方自治体でこれ進まないんですっていうふうなこと、それぐらい何かこう国とかに伝えてもいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（村田弘司君） 志賀デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（志賀雅彦君） ただいまの山下委員の御質問ですが、国といたしましても、取得率を上げろ上げろ上げろだけを言ってるわけではなくして、全国の中で取得率の高い事例——市町村の取得率が高い事例等を紹介しながら、国においてもこういったものを参考にして、取得率の向上を図ってくださいということで、国においても様々な情報提供をいただいております。

その中の情報を活用しながら、今回の事業展開を図っていこうとするものでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。（発言する者あり）
終わりました。早く上げてください。

それでは、説明職員入替えのため、暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○委員長（村田弘司君） 休憩前に続き、委員会を開きます。それでは、農林費以降の説明を求めます。市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） それでは、14ページ、15ページをお開きください。

6 款農林費・1 項農業費・3 目農業振興費、説明欄001農業振興推進事業におきまして、燃油価格資材高騰緊急支援事業補助金といたしまして2,572万9,000円を追加するものであります。

これは、生産資材費高騰等の影響により生産コストが大きく増加していることから、農業経営の継続を支援するため、肥料の価格高騰分の一部経費を支援する山口県の肥料高騰対策緊急支援事業に上乗せ補助するものであります。

まず、水稻、大豆、麦等の土地利用型作物は、10アール当たり1,000円の県助成に同額の1,000円を上乗せ補助し、合わせて2,000円を支援するものであり――2,000円するものです。

また、野菜果樹等の園芸工芸作物は、10アール当たり2,000円の県助成に同額の2,000円を上乗せ補助し、合わせて4,000円を支援するもので、2,122万9,000円を見込んでおります。

さらに、農業用機械の省エネ利用のための点検修理等に要する費用を支援する山口県の農業省エネ対策緊急支援事業に上乗せ補助するもので、土地利用型作物を生産する認定農業者等に、点検、修理等に要した経費の2分の1以内、上限30万円で助成する県助成に、4分の1以内、上限15万円で上乗せ補助するもので、併せて、4分の3の支援をするもので450万円を見込んでおります。

続きまして、6 目畜産費、説明欄001畜産振興推進事業におきまして、配合飼料価格高騰対策補助金といたしまして340万2,000円を追加するものであります。

これは、配合飼料価格が高騰する中、畜産経営の影響を緩和することを目的に、JA山口県美祢畜産部会へ補助するものであります。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 続きまして、同ページ、7款商工費・1項商工費・2目商工振興費です。

説明欄001商工業活性化事業において、新たに美祢市中小企業原油価格物価高騰対策補助金として5,000万円を追加するものであります。

事業内容について説明いたします。

原油価格の高騰が続く中、市内に事業所を置く中小企業者や個人事業主の経営継続を支援することを目的に、本年4月から8月までの5か月間に使用した光熱費、これはガソリン、軽油、灯油、ガス、電気について、その額の10%を補助するもので、上限額を40万円としております。

なお、個人事業主につきましては25万円以上、法人につきましては50万円以上使用した額に対し補助することとしております。

対象業種は、中小企業法に規定する中小企業者とし、農業者は除いております。

また、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人、私立の学校法に規定する学校法人も対象としております。

対象事業者数を850と見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 野尻生涯学習スポーツ推進課副主幹。

○生涯学習スポーツ推進課副主幹（野尻登志枝君） 続きまして、16、17ページになります。

10款教育費・4項社会教育費・3目図書館費、説明欄003図書館管理運営事業において、使用料及び賃借料200万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス対策として、本年1月1日から電子図書をオープンしておりますが、児童生徒を中心に電子図書館の利用が多いことから、電子図書を充実させるものであります。

続きまして、5款保健体育費・2目体育施設費、説明欄003市民球場管理運営事業におきまして、工事請負費82万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス対策として、宇部サント美祢球場の審判室、身障者用観覧室にエアコンを新規に設置するものであります。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 続きまして、3目給食施設費でございます。

昨今の物価上昇により、小中学校給食の食材費も値上がりをしているため、給食食材費の上昇割合を4.5%と想定し、給食費の保護者負担の増を回避するための給食食材費高騰対策補助金212万4,000円を計上して、歳出予算を3億3,354万6,000円とするものであります。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） 続きまして、災害復旧費につきまして御説明いたします。

11款災害復旧費・1項農林施設災害復旧費・1目単独災害復旧費において4,305万円を追加しております。

説明欄001現年農林施設単独災害復旧事業につきまして、災害復旧工事としまして538万円を、少額災害復旧工事補助金として3,767万円を追加するものであります。

これは、本年7月18日から19日に降りました豪雨によるもので、市内全域で、最大24時間雨量が200ミリを超え、とりわけ万光観測所において、最大24時間雨量264ミリメートル、時間最大雨量41ミリメートルを観測しております。

市内各所において、裏山崩壊9か所、林道災害5路線、農地農業施設の小規模な災害125か所の災害が発生しており、復旧に係る工事請負費及び受益者発注工事に係る補助金を予定しております。

次に、2目補助災害復旧費において6,197万6,000円を追加しております。

説明欄001現年農林施設補助災害復旧事業につきまして、測量設計委託費として1,634万3,000円を、災害復旧工事費として4,550万円を追加するものであります。

これは、先ほど申し上げました7月発生の豪雨により被災しました農地13か所、農業施設5か所において、国の現地査定後、復旧を行うものであります。

次に、説明欄003一般職員人件費において、災害復旧事務に係る時間外勤務手当13万3,000円を追加しております。

なお、この事業の歳入といたしまして、県支出金2,510万円、分担金及び負担金

742万5,000円を予定しております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

2項土木施設災害復旧費でございます。

これは、農林災害と同じく、7月の豪雨により、土木施設に被害が発生いたしましたので、その復旧に係る予算を追加するものでございます。

1目単独災害復旧費において3,216万7,000円を追加しております。

説明欄001現年土木施設災害単独災害復旧事業におきまして、測量設計委託料として477万1,000円を追加しております。

これは、大嶺町西分の滝口川などの河川4件、西厚保町原の屋賢上線などの道路3件、合計7件に対する災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

次に、業務委託料として799万6,000円を追加しております。

これは、主には、東厚保町山中の市道山ヶ峠道下線など道路22件に対する土砂取り除きなどの業務委託料でございます。

次に、災害復旧工事として1,820万円を追加しております。

これは、主には先ほど申し上げました単独災害7件に対する工事請負費でございます。

次に、生活道路舗装等災害復旧工事費補助金として120万円を追加しております。

これは、東厚保町川東などの生活道路4件に対する災害復旧に係る補助金でございます。

続きまして、その下、2目補助災害復旧費において1億2,116万円を追加しております。

説明欄001現年土木施設補助災害復旧事業におきまして、測量設計委託料として810万8,000円を追加しております。

これは、大嶺町の四郎ヶ原川などの河川9件、豊田前町の市道神原古烏帽子線などの道路8件、合計17件の災害復旧に係る測量設計委託料でございます。

次に、災害復旧工事として1億1,227万6,000円を追加しております。

これは、先ほど申し上げました補助災害17件に対する工事請負費でございます。

続きまして、その下、説明欄003一般職員人件費におきまして、時間外勤務手当

として77万6,000円を追加しております。

これは、災害査定及び実施設計書作成に伴う職員の時間外勤務手当でございます。

なお、特定財源として、補助災害復旧の工事請負費に対する補助金であります国庫支出金7,488万4,000円を追加しております。

国の補助率は66.7%でございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 続いて、歳入を御説明いたします。

なお、歳出の説明のときに、一部、特定財源につきまして御説明をいたしましたので、歳入では抜粋して御説明いたします。

10、11ページの中ほどを御覧ください。

19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金でございます。

これは、このたびの補正予算に係る一般財源として1億7,406万1,000円を繰り入れるものでございます。

続いて、その下、22款市債・1項市債・8目災害復旧債でございます。

説明欄を御覧ください。

農林施設補助災害復旧事業債を1,230万円、土木施設単独災害復旧事業債を1,290万円、土木施設補助復旧事業債を3,640万円追加しております。

続いて、補正予算第2条地方債の補正について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

地方債の補正につきましては、農林施設補助災害復旧事業債のほか2件の限度額を変更するものでございます。

以上で、議案第56号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○委員長（村田弘司君） 説明が終わりました。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 数点お尋ねいたします。

まず、農林費なんですけど、これは申請——いろいろ支援が、緊急支援事業がありますが、申請主義なのでしょうか。

それと燃料費なんですけれど、この燃料——省エネで稼働できるようにするとありまして、点検修理の経費とありますが、先ほどの説明では、法人大規模農家にな

ったということなんですけれど、小規模化——小規模農家の経営の人たちにはこれはないとのことなのではないでしょうか。お尋ねします。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の御質問でございますが、このたびの補正につきましては、申請主義かどうかというお尋ねでございます。

この事業につきましては、県の緊急支援対策事業を市が上乗せ補助するものでございまして、原則は申請主義というふうに伺っております。

県より、農協の中央会のほうに、事務を委託されますので、中央会のほう、すなわち農協のほうで事務を執り行われるというふうに伺っております。

詳細につきましては、現在、農協、県中央会と調整を取っておるところでございますが、今のところ、9月10日の農協の文書配布日に、申請書等、チラシをお配りするというふうに伺っております。

それから、2つ目のお尋ねでございますが、省エネ対策、機械の省エネ対策のほうの事業につきまして、対象が大規模農家だけなのかというお尋ねでございますが、これは、この事業は、燃料価格や資材の高騰により緊急的に支援をするということが目的でございまして、県のこの事業につきましては、大規模機械を想定してございます。

トラクターが30馬力以上、田植機は4畳以上、コンバインが3畳刈り以上、その他、乗用管理機、スピードスプレーヤー等が対象となっております。

これらの機械は、燃料をたくさん消費するというので、限られた予算の中で、より効率的な省エネ対策ということで、大規模な機械を中心に、このたびは支援をしようというものでございまして、その趣旨にのっとりまして、市も上乗せ支援するものでございますので、小規模農家等については、また別の形での支援というふうに検討するようになろうかと思っております。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 15ページの商工費——商工業活性化事業なんですけれど、これ先ほど説明がありました、事業費が25万と50万とで違って、過去5か月間のということなんですけれど、この職種によっては、全ての——その職種の範囲と個人事

業主もこの職種の中に入りますけれど、どの範囲までがこれになるのか、対象についてお尋ねします。

そして、その対象件数が850件と言われましたけれど、これを単純に割って、今電卓ないので割れないんですけど、六、七万——7万円ぐらいになるのではないかなと思うんですけど、それについてもお願いします。

それで、これも申請主義なのかなと思うんですけど、どうなのでしょう。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

対象業種につきましては、具体的にこの業種という指定よりも、規模ということで、中小企業法に規定します中小企業者としております。

併せまして、医療法に規定する医療法人、社会福祉法に規定する社会福祉法人、そして私立の学校法に規定する学校、私立の学校も対象としております。

申請主義が否かにつきましては、申請主義という形にしております。

あと予算額につき——平均額につきましては850事業者ということでした——しておりますので、平均については5.8万円程度ということになりますけれども、個人の小規模の事業主等がたくさんいらっしゃるというところで積算したところ、こういった額になったというところがございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにありませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 2点質問したかったんですけど、1点目は、先ほど三好委員が質問されたのと同じなんで、割愛します。

要は、こういう補助金があるにしても、具体的にどういう申請をすればいいのかというその方法が分からなければ意味がないと思ったので、それをお聞きしたいと思ったんですけど、そこは、JAの中央会に委託、9月10日の申請書で配布すると、こういうことだったのでそれを待ったらと思います。

それで、もう1つ、これは実は以前、確か質問したと思うんですけども、もう一度ちょっと定義を教えてくださいたいものがあるんですけども、災害復旧費で、単独災害復旧費というのと補助災害復旧ってございますね。これの定義は、どういうふうなものを単独といい、どういうふうなものを補助というか。その内容が、例えば市独自でやるもの、あるいは国県でやるものとかいうことになろうかと思うんで

すけど、まず、単独災害復旧というのと補助災害復旧、これをちょっとその定義の違い、これを教えていただければと思いますけど。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えします。

まず、農林災害のほうから御説明をいたします。

まず、農林災害の補助復旧災害につきましては、工事費が40万円以上という要件がございます。すなわち、40万円未満の工事、10万円以上40万円までの工事が単独災害となりまして、本市の場合、単独——少額の災害復旧につきましては、受益者が自ら発注をいただきまして、その発注に基づきまして、市が補助金をお支払いするという格好を取っております。

具体的には、農地はかかりました工事費の2分の1以内、それから、施設につきましては、70%以内で補助を支出しておるところでございます。

なお、特定排水路といいまして、断面が大規模なものにつきましては、受益者が特定できないということから、全額を市のほうで補助をしている状況でございます。

農林につきましては以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、建設課の災害復旧についてでございます。

単独災害復旧事業、こちらは1か所の工事費が60万円に満たないものが単独災害復旧事業に当たります。

また、直高1メートル未満の河川、あるいは幅員2メートル未満の道路など、小規模な施設に関わるものは単独災害復旧となります。

また、工事の費用に比べて、その効果が著しく小さいもの、あるいは維持工事とみなすもの、こういったものは単独事業となる——なることとなります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） ということは、単独と補助の違いっていうのは金額基準、あるいは建設でいえば、その道路の幅とか、そういうふうなものだということですね。

それと、もう1つが、気になるというか、ぱっと目につくのは、そのどこから支出するかというときに、単独の場合だと、市債とか、要は市がやるという感じで読み取れるんですけど、補助の場合だと、国庫とか一部市債っていうかあるんです

けど、その辺の歳入っていうか、お金の出どころという違いは、どういうふうに考えたらいいんですか。

単独の場合は、あくまでももう市でやりますよと。補助の場合には、メインは、国もしくは県でやりますよと、こういうふうな認識でよろしいんですか。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず農業関係のほうでございますが、補助災害につきましては、農林災害につきましては、全て受益者負担がございます。

補助災害につきましては、国の補助と、あとは、補助残を市と地元が決められた割合で負担をするという格好になります。

それから、単独災害につきましては、受益者負担の発注となりますので、あくまで事業主体は受益者、それにかかった経費に応分の補助金を出すという構図、格好になっております。

農林につきましては以上です。

○委員長（村田弘司君） 中村建設課長。

○建設農林部建設課長（中村壽志君） 建設課です。

ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

補助災害事業、こちらについては、国の査定を受けまして、その受けた内容につきまして、3分の2ほど国費が充たることになっております。

単独につきましては先ほど申されましたように、市費を投入するような形になっております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） そうなりますと、例えば、農業であれば、災害を——水にかかったとかいう災害があっても、少額の場合は受益者が負担してと。で、市のほうに、補助金を出してもらおうと思えば、まず、受益者が工事は依頼して、見積りっというか実際にその工事費用、で、それを市のほうに申請することで、補助金をもらうということだろうと思うんですけど、その申請する時期っていうのは具体的にどの時期で、どういう条件が固まっておる必要があるんでしょうか。

例えば金額がまだ分かんないんだけど、取りあえずこちらでやる。金額が固ま

った後、その金額を改めて出すと、こういうことでもいいということなんでしょう
か。その辺の手続がどうなるんかっていうのを最後に、ちょっと御質問します。

○委員長（村田弘司君） 市村建設農林部次長。

○建設農林部次長（市村祥二君） はい、ただいまの藤井委員の御質問にお答えいた
します。

農林の少額災害の流れでございますが、被災をされましたら、関係者の方が市の
ほうに御連絡をされます。市の職員が現地を確認いたしまして、これが国の災害に
当たるものか、あるいは少額災害に当たるものか、あるいは個人の営農努力でやっ
ていただくものかという判断をいたします。その後、市の少額災害ということであ
れば、受益者の方が建設業者等に復旧に係る工事費が幾らかという見積りをいただ
きまして、その見積りをもって申請をいただきます。当然これ予算ごとでございま
すので、予算を成立した後ということになりますが、場合によっては、営農上、す
ぐに水が要るとか、すぐに道路が復旧しないといけないという場合はございますの
で、その辺は、現地の状況に応じて、営農に支障がないような形で、柔軟に対応さ
せていただくところでございます。

以上です。

○委員長（村田弘司君） 猶野委員。

○委員（猶野智和君） 商工業活性化事業についてですが、この対象になるのは、中
小企業ということなんですが、この対象者にどのように、この事業を知らしめるの
か、告知案内はどのように考えてらっしゃるか、お願いします。

○委員長（村田弘司君） 別府商工労働課長。

○商工労働課長（別府泰孝君） 猶野委員の御質問にお答えいたします。

この補助金を申請するにあたり、交付するにあたり、所定の要綱等の作成、準備
が整い次第、市のホームページ、MYT、そして、市報並びに商工会を通じた会報、
こういったものを使って事業者の皆様にも周知いたします。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 杉山委員。

○委員杉山武志君） 17ページ、10款教育費の3目給食施設費ですが、説明欄002で
すね、これ212万4,000円、補正を組まれてるんですけど、箇所数——調理場の箇所
数と月数を割ると僅かな金額にしかならないと思うんです。

で、この10月に、たくさんの品目、物価がまた上がることが今報道されておりますけど、これで果たして、充当できるのかなという思いがあります。どういうふうな計算をされておられるのかちょっと伺いたいなと思います。

○委員長（村田弘司君） 西山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（西山宏史君） 杉山委員の今回の補正計上しております金額、算定根拠はどうかというお尋ねでございます。

このコロナ禍における物価上昇率を、5月に、県を通じて公表されておる消費者物価指数の上昇率、4.5%という上昇率を積算の根拠としております。

それで、小学校につきましては、現在のところ材料費単価、1食当たり270円としております。

それが4.5%上昇するということは、1食当たりが12円アップいたします。

で、この12円アップで、今後の2学期3学期の給食提供回数をですね、それと子どもの数769人と設定しておるんですけども、769人掛けるアップの額の12円掛ける食数が134回分ということで、小学校については、123万6,552円という計算をしております。

それで、同様に中学校でございますが、1食当たり今材料費としては310円、同じく物価上昇率、食材費の上昇率を4.5%と設定しまして、中学校につきましては、1食当たり14円の材料費の増額を見込んでおります。中学生、今、市内に473人いらっしゃって、473人掛ける、アップの額が14円掛けるところの134食というところで88万7,348円、小学校の材料費アップ分、中学校の材料費アップ分を合計したものが212万3,900円、このような計算をしております。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 市債を発行しておられます。これは、単独補助と災害復旧の関係で、これ最終的にはあれですか、地方交付税で補填されるかというふうに思っているんですけど、どのぐらいに、最終的な補助率というのは、災害復旧債、どのぐらいになるんですか。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） ただいまの秋枝委員の御質問にお答えいたします。

農林施設補助災害復旧事業債につきましては、充当率90%、交付税の算入率が

95%となります。

土木施設単独災害復旧事業者につきましては充当率100%、それから、算入率につきましては、財政力補正係数がかかりますので、令和4年度は48.2%になろうかと思えます。

それから、土木施設補助災害復旧事業者につきましては、充当率100%、算入率95%となります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） 秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は素人で分からんもんで、最終的に補助率というのはどのぐらい、何%ぐらいなるもんなんですか。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの充当率100%と申しましたので、事業費かかった分、全額、市債として借りられるということになります。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） いいですか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 充当率はいいんですけど、土木だったら66%、先ほど課長さんが言われました補助になっておるといことで、あと足らん分は市債を発行してから借りられるといことで、市債発行した場合は、交付税で最終的に補填があると思うんですよ。その補填——補填率っていうか——その補填率が知りたいんです。もし分からなかったら、またで結構です。教えてください。

○委員長（村田弘司君） 岡崎行政経営課長。

○行政経営課長（岡崎基代君） 秋枝委員の御質問にお答えいたします。

先ほど算入率を申しましたところが補填率になります。農林施設補助事業者につきましては、後の交付税で95%ほど算入されるということになります。

続いて、土木施設単独災害復旧事業債につきましては、算入率48.2%ですので、48.2%分が後の交付税に反映されるということになります。

それから土木施設補助災害復旧事業債につきましては、同じく算入率が95%となりますので、借りた分の95%が後の交付税の措置になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（村田弘司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第56号を採決をいたします。本案について原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上、本会議で本委員会に付託されました議案1件の審議が終了いたしました。

その他、委員の皆様方から何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（村田弘司君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会をいたします。

審査の御協力、誠にありがとうございました。お疲れでした。

午前11時55分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年8月24日

予算決算委員長